

議 案 第 2 6 号

松戸市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

松戸市市税条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年9月2日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地方税法の改正に伴い、単身児童扶養者に対し個人市民税を非課税とする措置を講じることにより、子どもの貧困に対応するほか、所要の整備を行うため。

松戸市市税条例等の一部を改正する条例

(松戸市市税条例の一部改正)

第1条 松戸市市税条例（平成27年松戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第29条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち法施行規則で定めるものについては、法施行規則で定める記載によることができる。

第31条の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第32条の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第32条第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6

項」に改める。

第33条第1項中「第6項若しくは第7項」を「第7項若しくは第8項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第13条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

附則第13条の2中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第18条第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第20条第1項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第24条及び附則第33条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第34条の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第35条（見出しを含む。）、附則第36条（見出しを含む。）及び附則第38条（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第43条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第44条（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第45条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第48条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第51条（見出しを含む。）、附則第52条（見出しを含む。）、附則第54条（見出しを含む。）及び附則第58条（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

第2条 松戸市市税条例の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に

改める。

（松戸市市税条例の一部を改正する条例等の一部改正）

第3条 松戸市市税条例の一部を改正する条例（平成31年松戸市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第14条の改正規定中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、附則第45条第1項の改正規定中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第1条中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第3条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

第4条 松戸市市税条例等の一部を改正する条例（平成31年松戸市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、松戸市市税条例附則第44条の次に1条を加える改正規定中「平成31年10月1日から平成32年9月30日まで」を「令和元年10月1日から令和2年9月30日まで」に改め、同条例附則第45条第1項の次に3項を加える改正規定中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成32年4月1日から平成33年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

第3条のうち、松戸市市税条例附則第45条第4項の次に1項を加える改正規定中「平成33年4月1日から平成34年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「平成34年度」を「令和4年度」に、「平成34年4月1日から平成35年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に、「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

附則第1条第1号中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改め、同条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改

め、同条第3号中「平成33年4月1日」を「令和3年4月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第3項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条及び附則第4条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第5条第1項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に改め、同条第2項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第6条中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第7条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第29条及び第31条から第33条までの改正規定並びに次条の規定 令和2年1月1日
- (2) 第2条及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の松戸市市税条例（以下この条において「新条例」という。）第29条第5項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、施行日前に当該申告書を提出した場合及び施行日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 新条例第31条第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に支払を受けるべき松戸市市税条例第29条第1項に規定する給与につい

て提出する新条例第 3 1 条第 1 項及び第 2 項に規定する申告書について適用する。

- 3 新条例第 3 2 条第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成 3 1 年法律第 6 号）第 1 条の規定による改正後の所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号。以下この項において「新所得税法」という。）第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（新所得税法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第 3 2 条第 1 項に規定する申告書について適用する。

第 3 条 附則第 1 条第 2 号に掲げる規定による改正後の松戸市市税条例第 1 5 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 3 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 2 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。